

規制の新設に関する事前評価書
 < 温泉法の一部を改正する法律案に基づく規制の新設 >

| | | |
|-----------------|---|---|
| 規制の名称 | 温泉の掘削等についての承継規定の新設 | |
| 担当部局 | 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 | 電話番号： 03-5521-8280 e-mail : shizen-seibi@env.go.jp |
| 評価実施日 | 平成19年3月20日 | |
| 政策目的 | 温泉の掘削、増掘、動力の設置、公共の浴用又は飲用(以下「温泉の掘削等」という。)の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際に、相続人等及び都道府県に生ずる事務負担を軽減するため。 | |
| 規制の内容 | 温泉の掘削等の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際、現行法では再び都道府県知事の許可を得ることを必要としていたが、より簡略な手続による都道府県知事の承認を得ることにより、相続人等が被相続人等の地位を承継できることとする。 | |
| | 根拠条文等 | 温泉法第6条、第7条、第16条、第17条 |
| 規制の必要性 | 相続、合併又は分割の際は、実質的な事業内容は変更されないにもかかわらず、改めて事業内容の全体を審査して許可を得ることを必要としている。これは、温泉利用事業者、都道府県の双方にとって過重な負担となっており、負担を軽減する必要がある。 一方で、許可の要件には人的な欠格要件も含まれている。相続、合併又は分割により、温泉の掘削等を行う者が欠格要件に該当することとなる可能性があるため、欠格要件に該当しない旨を確認するための承認手続が必要である。 | |
| 期待される効果 | 許可に当たっては、温泉の掘削等の事業の内容、人的な欠格要件に該当しない旨が審査されるが、承認に当たっては、人的な欠格要件に該当しない旨のみが審査される。また、許可のうち掘削、増掘又は動力の設置に対するものについては、都道府県の審議会への諮問が必要であるが、承認に際しては審議会への諮問は不要となる。 その結果、相続、合併又は分割の際は、通常の場合に比べ、申請書の量の削減、審査手続の迅速化、手数料の低廉化の3つの効果が生ずる。 申請書の量の削減については、温泉の掘削等の事業の内容や、温泉の成分についての申請書が削減される。なお、これは環境省令の改正をもって措置される予定である。 審査手続の迅速化については、年数回しか開催されない審議会への諮問が不要となることで、いつでも迅速に手続を進めることができるようになる。 手数料の低廉化については、現在、掘削は約12～13万円、増掘及び動力の装置は約11万円、公共の浴用又は飲用への提供は約3万5千円の手数料が徴収されているが、審査内容の削減と審議会への諮問を経ないことに伴い、低廉化が図られる見込みである。なお、これは都道府県が条例改正により行うものである。 | |
| 想定される負担 | 温泉の掘削等を行う者の地位を承継しようとする者に、都道府県の承認を得るための事務手続及び手数料の負担が生じる。 ただし、これらの負担は、現行法により再び許可を得るために必要な事務手続及び手数料の負担よりも軽くなるものと考えられる。 | |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 承認も要せず、届出のみで地位を承継できることとすることも考えられる。しかし、温泉の掘削等の許可要件には人的な欠格要件が含まれており、相続、合併又は分割により欠格要件に該当することとなる可能性があるため、その確認のための承認手続は必要である。また、他法令においても、相続、合併又は分割に当たり、欠格要件に該当しないことを確認するための承認手続を置いている例があり、この承認手続は他法令と比べて過度な負担とは言えない。 | |
| 備考 | 中央環境審議会答申において、温泉の掘削等の許可について、相続、合併又は分割があった場合、相続人等が改めて許可を受けることとされているが、温泉利用事業者及び都道府県の負担を軽減するため、許可を受けた者の地位を承継できるようにすべきであるとされている。 | |
| レビュー時期 | 平成24年9月末までに行う。 | |